

自動証明写真機設置に係る仕様書

以下のすべての項目に対応していることを条件とします。

1 自動証明写真機の機能・外観等

- (1) 自動証明写真機の大きさの目安は平面 1,700mm×1,100mm 以内、高さ 2,200mm 以内とする。看板・装飾部、電源接続部等は記載数値を上回ってもよいが、貸付面積は超えないこと。
- (2) 車いす利用者が使用できる構造であること。
- (3) 以下の用途に対応する写真サイズ及び機能を備えていること。
 - ① 旅券（パスポート）の発給申請用
 - ② 運転免許証の申請用
 - ③ 個人番号カード（マイナンバーカード）の申請用
 - ④ 特別永住者証明書に関する申請用
 - ⑤ 履歴書用
- (4) 以下の音声案内機能を有していること。
 - ① 日本語
 - ② 英語
 - ③ 中国語
 - ④ 韓国語
- (5) 以下の表示案内機能を有していること。
 - ① 日本語
 - ② 英語
 - ③ 中国語
 - ④ 韓国語
- (6) 個人番号カード（マイナンバーカード）のWeb申請サービスに対応していること。
- (7) その他、以下の機能を備えていること。
 - ① 領収書発行機能
 - ② 撮影画像をモニタで確認することができ、撮り直しが可能であること
 - ③ 電子マネーを使用できること（電子マネー対応につき、各所に必要な申請をして、設置後 3か月以内に対応可能な状態にすること）
 - ④ 写真画像のデータ販売機能
 - ⑤ 省エネ機能を備えていること
 - ⑥ 廃液等が発生しないエコ設計であること

2 販売価格

市場価格に準じた価格を設定すること。

3 使用可能貨幣

(1) 紙幣 1,000 円

(2) 硬貨 500 円、100 円、50 円、10 円

4 設置方法

(1) 庁舎の躯体に負担がからない方法で転倒防止対策を行うこと。

(2) 配線類はケーブルカバー・モールを適切に使用するなど安全及び美観に配慮すること。

(特に、歩行者のつまずき事故を最大限回避できるように引き回すこと。)

5 管理運営上の遵守事項

(1) 商品補充、品質管理、売上金回収、つり銭補充などの維持管理は設置事業者が行うこと。

(2) 故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。

(3) 故障時等のサポート連絡先（24時間フリーダイヤルなど）を明記すること。

(4) 定期的な保守メンテナンスを実施すること。